

令和3年9月9日

関係各位

京都府商工労働観光部長

京都府における新型コロナウイルス感染症に係る 緊急事態措置（延長）について

平素より新型コロナウイルス感染症の拡大防止に御協力いただき、ありがとうございます。

今般、9月9日に開催された第54回京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、緊急事態措置を延長することとし、府民や府内事業者の皆様に対して、下記のとおり要請及び働きかけを行うことといたしました。

つきましては、貴団体会員企業・事業所の皆様に対して、要請及び働きかけの内容等を周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 緊急事態措置（延長）の概要

区域	京都府全域 <input type="checkbox"/> 変更なし
期間	現行： 令和3年8月20日（金）0時から9月12日（日）24時まで ↓ 今回： 令和3年8月20日（金）0時から9月30日（木）24時まで
内容	これまでの対策を継続して実施 <input type="checkbox"/> 変更なし ※

※休業要請・時短要請に御協力いただいた事業者に対して、「京都府緊急事態措置協力金（延長分）【9月13日～9月30日実施分】」を支給。詳細は「<参考>」を参照のこと

2. 職場への出勤等事業者への要請

- ▶ 出勤者数の7割削減を目指すこと
 - ・在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等
- ▶ 事業継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること
- ▶ 出勤時は、時差出勤や自転車通勤などの人と人との接触を低減する取組を強力に推進すること
- ▶ 職場における感染防止の徹底をすること
 - ・事業場の換気励行
 - ・テレビ会議等の活用により出張による従業員の移動を減らす
 - ・職員寮等の集団生活の場における感染防止の徹底
- ▶ 居場所の切り替わり（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意すること
- ▶ 職場や店舗等における業種別ガイドライン等の実践をすること
- ▶ 重症化リスクのある方へのテレワーク等の配慮

<参考> 京都府緊急事態措置協力金（延長分）【9月13日～9月30日実施分】

1 飲食店等への協力金 ※ 下線部分は変更箇所

1 要請期間	<u>9月13日（月）～9月30日（木）【18日間】</u>
2 対象地域	京都府全域
3 要請内容	<p><酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む。以下同じ。）又はカラオケ設備を提供する場合> 休業要請</p> <p><酒類提供又はカラオケ設備を提供しない場合> 午前5時～午後8時の間の営業を要請</p>
4 対象施設	<p>【飲食店】 飲食店、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）</p> <p>【遊興施設等】 接待を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>【カラオケ】 カラオケ店（食品衛生法の飲食店営業許可等を受けていない店舗を含む）</p> <p>※ インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は時短要請の対象外（酒類提供・カラオケ設備使用の休止は要請の対象）</p>
5 支給額	<p>事業規模（売上高等）に応じた支給額 （売上高方式：下限4万円/日）</p> <p>※詳細は、次項の【京都府緊急事態措置協力金（延長分）【9/13～9/30実施分】の支給額】参照</p> <p>※ 定休日等の店休日を除き時短要請に協力した日数に応じて支給</p>
6 支給要件	<p>次のいずれにも該当する事業主（大企業も対象となります）</p> <p>・休業要請・時短要請を行った日（9月9日（木））以前から、「4 対象施設」を運営しており、①又は②の営業をしていた企業・団体又は個人事業主であること</p> <p>① 酒類提供又はカラオケ設備を提供</p> <p>② 午後8時から午前5時までの時間帯で営業</p> <p>・対象施設に関して、必要な許認可（※）等を取得している者であること</p> <p>※ 食品衛生法における飲食営業許可 など</p> <p>・「1 要請期間」のうち、休業・時短営業の協力開始日から、定休日等の店休日を除き、連続して休業要請又は時短要請に応じた者であること</p> <p>・京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証ステッカー若しくは新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカーを掲示又は業種別ガイドライン等を遵守していること</p>
7 申請方法	詳細は別途お知らせします。

【京都府緊急事態措置協力金（延長分）【9/13～9/30実施分】の支給額】

		令和2年又は令和元年の要請月の1日当たりの売上高		
		～10万円	10万円～25万円	25万円～
支給額 （日額）	売上高方式 （中小企業）	4万円/日	4万円～10万円/日 （1日の売上高の4割）	10万円/日
	売上高減少額方式 （大企業及び 希望する中小企業）	令和2年又は令和元年の要請月の 1日当たりの売上高減少額×0.4 /日 （上限20万円/日）		
	食品衛生法の飲食店営業許可等を受けていないカラオケ店	（売上高等に関わらず）一律2万円		

2 飲食店以外への協力金

○要請対象施設及び協力金支給対象者 **※ 変更箇所なし**

施設区分	施設例(床面積が1,000㎡を超えるものに限る。)	特措法に基づく要請内容※3	支給対象
特定大規模施設	商業施設※1	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	特定大規模施設の運営事業者 及び テナント事業者
	屋内運動施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等	
	屋内遊技施設	マジャン店、パチンコ屋、ゲームセンター等	
	遊興施設※2	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所等	
	サービス業※1	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	
	映画館等	映画館、プラネタリウム	午後9時までの営業時間短縮
イベント関連施設	劇場等	劇場、観覧場、演芸場等	テナント事業者のみ
	集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等	
	ホテル・旅館	ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)	
	屋外運動施設	野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	
	屋外遊戯施設	テーマパーク、遊園地等	
	博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園等	
		【イベント開催の場合】 午後9時までの営業時間短縮 人数上限5,000人かつ収容率50%以下 【イベント開催以外の場合】 午後8時までの営業時間短縮 *オンライン配信の場合は時短不要	

※1 生活必需物資(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料、農業用資機材、化粧品、衣料品、家電製品、本、文房具)の売場及び生活必需サービスの提供を行う店舗を除く

※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く。

※3 上記に加え、入場者の整理(人数管理、人数制限、誘導等)をすべての施設に要請

○時短要請に応じた事業者に対する協力金 **※ 変更箇所なし**

特定大規模施設の運営事業者	特措法第24条第9項に基づく要請に応じた、1,000㎡超の特定大規模施設を運営する事業者に対して、 自己利用部分(※)の協力面積1,000㎡毎に20万円/日・施設に「時短要請に応じて短縮された営業時間/要請対象日の本来の営業時間」を乗じた額を協力日数分支給
特定大規模施設及びイベント関連施設のテナント事業者	特定大規模施設及びイベント関連施設において、テナント契約に基づき一般消費者向けの店舗を運営する事業者に対して、 店舗面積100㎡毎に2万円/日・店舗に、「時短要請に応じて短縮された営業時間/要請対象日の本来の営業時間」を乗じた額を協力日数分支給

※ 特定大規模施設運営事業者自らが、一般消費者向け事業の用に直接供している部分

○特定大規模施設運営事業者への追加支給 **※ 変更箇所なし**

特定大規模施設 (建築物の床面積の合計が1,000㎡超)	要請に応じたテナント店舗等が合わせて10以上存在する施設については、「要請に応じたテナント店舗等の数×2千円」に、「時短要請に応じて短縮された営業時間/要請対象日の本来の営業時間」を乗じた額を支給日額に加算
---------------------------------	---

3 問合せ先

協力金コールセンター

電話番号 075-365-7780

月～土 午前9時30分～午後5時30分（日曜日・祝日は休み）

大規模施設等協力金コールセンター

電話番号 075-252-1330

月～土 午前9時30分～午後5時30分（日曜日・祝日は休み）